

新潟市農業振興地域整備審議会運営要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市農業振興地域整備審議会規則（昭和47年新潟市規則第2号、以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、新潟市農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の所掌事務)

第2条 規則第7条の規定に基づく小委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。ただし会長が特に必要あると認める場合は、各号に掲げる事項であっても審議会に付議するものとする。

- (1) 1ヶ所当たり1ヘクタール以上10ヘクタール未満の農用地区域からの除外
- (2) 1ヶ所当たり1ヘクタール未満の農用地区域からの除外
- (3) 農用地区域からの除外を伴わない農用地利用計画の変更
- (4) 農用地利用計画以外の農業振興地域整備計画における軽易な変更
- (5) 農業・農村振興計画の変更

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号については、小委員会での調査審議に代えて審議会で報告することとする。

(議事録)

第3条 審議会又は小委員会の議事録は、会長又は小委員長が指名する委員が署名し、事務局で保管する。

附 則

この要綱は、昭和51年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から施行する。